

# アイネス ホッと通信

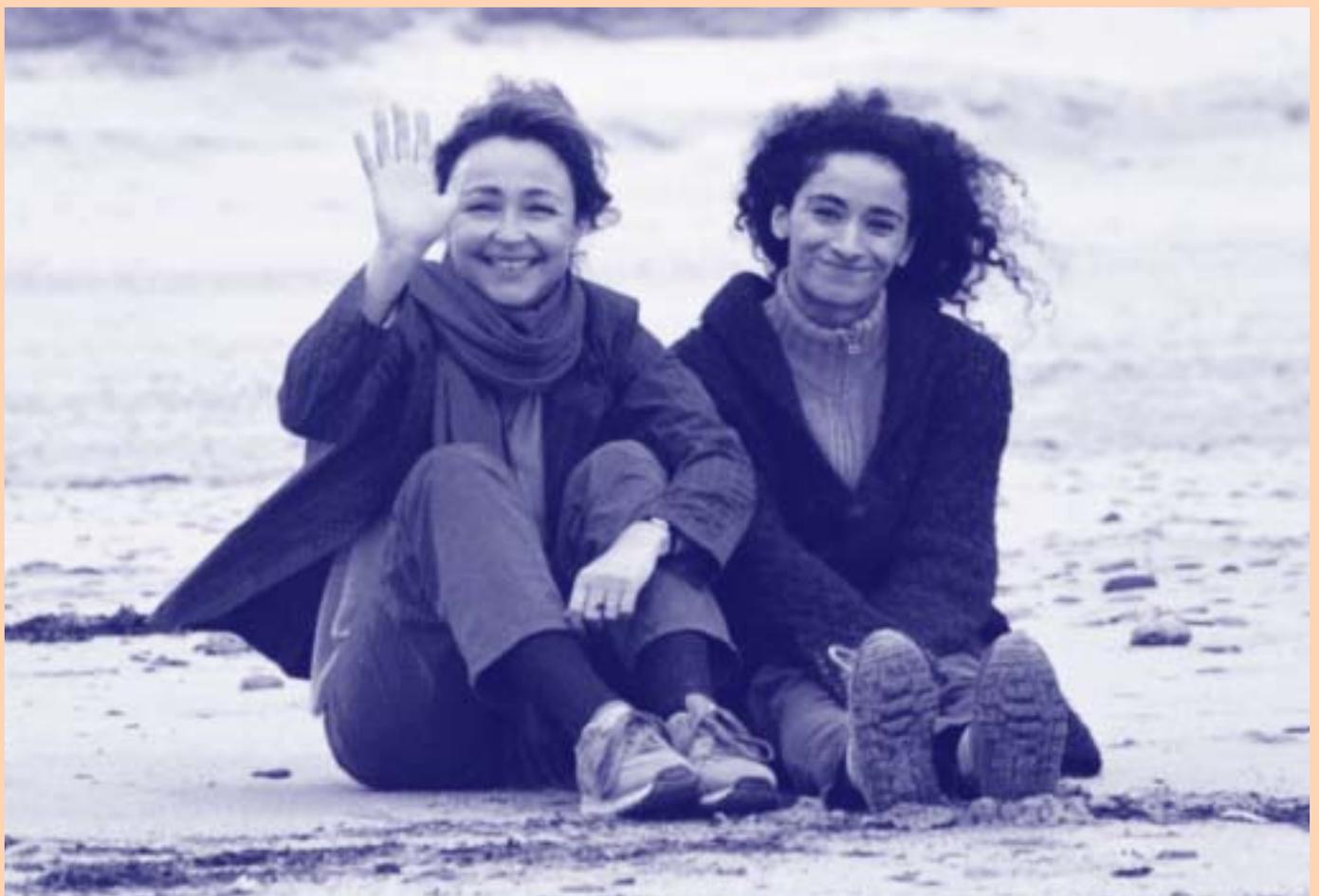
No.9  
2004.11

発行  
大分県消費生活・  
男女共同参画プラザ



大分県消費生活・男女共同参画プラザ

愛称...アイネス (i-ness)  
新しい時代の消費生活、男女共同参画を  
自らが考える場を意味しています。  
「i」.....愛情・情報・私  
「ne」... 次の世代 (= new)  
「s」.....消費  
「s」.....参画



「女はみんな生きている」アイネスフェスタ2004 / 映画 (DVD) 上映作品

## I N D E X

アイネスフェスタ2004 .....	2~3
消費生活のひろば .....	4~6
男女共同参画のひろば .....	7~8

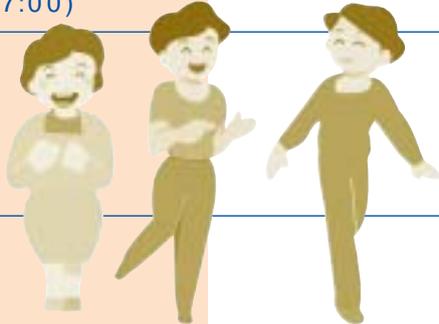
### アイネス相談ダイヤル

●消費生活相談	097-534-0999
●消費生活特別相談	097-534-4034
第1・3土曜日(13:00~16:00)/不動産・住宅関連	
第2・4土曜日(13:00~16:00)/一般消費生活相談	
第2・4日曜日(13:00~16:00)/多重債務・ヤミ金関連	
●食品表示110番	097-536-5000
●男女共同参画についての申出	097-534-8477
●女性総合相談	097-534-8874
●県民相談	097-534-9291

# アイネスフェスタ2004

～全体スケジュール～

開催期間  
2004年11月20日(土)～11月23日(火)

	11/20(土)	11/21(日)	11/22(月)	11/23(火・祝)
9:00	開会式アトラクション (～10:00)		Re・Beワークセミナー (9:30～16:00)	
10:00	わくわくワークショップ (～20:00) 講座実験室デモン ストレーション (～14:30)	楽しく学ぼうパソコン教室 (～15:00) フリーマーケット (～15:00) わくわくワークショップ (～20:00)	講座実験室 デモンストレーション (～16:00)	フリーマーケット(～15:00) 女性のための起業・ 経営相談会(～17:00) アイネス的映画講座 映画上映 (10:00～12:00) (13:00～15:00)
13:00	消費生活特別相談 (不動産)(～16:00) 楽しく学ぼうパソコン教室 (～17:00)	アイネス くらしの公開講座 (～16:00)		リレー講義&フリートーク (15:20～17:00) 韓流入門塾 (13:20～14:00) (14:20～15:00)
13:30			女性の活躍推進セミナー (～16:00) 巡回特別労働相談 (～16:30)	読み聞かせ (10:00～11:40) (15:20～17:00) 井戸端ゼミナール (17:20～19:00)
17:20				フォーラム 女性への暴力 =ナイロビからの声 (～20:00)

**開会式アトラクション**(11/20 9:00～)  
ウィンドアンサンブル荷揚げによるコンサート  
ワークショップ出演団体等によるミニスピーチ

**楽しく学ぼうパソコン教室**  
11/20 ゲーム、インターネット他(13:00～17:00)  
11/21 年賀状作成、PC相談他(10:00～15:00)

**講座実験室デモンストレーション**  
11/20「ラムネ作り」  
1回目:10:00～11:00(参加者決定済み)  
2回目:11:00～12:00(一般参加者30名、当日受付)  
3回目:13:30～14:30(同上)  
11/21「アミノ酸って何？」  
1回目:10:00～11:30(一般参加者20名、当日受付)  
2回目:13:00～14:30(同上)  
3回目:14:30～16:00(同上)

**Re・Beワークセミナー**(11/22 9:30～16:00)  
～再就職準備セミナー～  
**女性の活躍推進セミナー**(11/22 13:30～16:00)  
講演「ポジティブ・アクションで進める社内風土改革」他  
**フォーラム女性への暴力=ナイロビからの声**  
(11/23 17:20～20:00)  
ケニアをはじめ世界におけるDV被害の実態についての  
講演及びシンポジウム

## アイネスくらしの公開講座～みんなで学ぼう「食の安全」～(11/21 13:00～16:00)

内閣府食品安全委員会主催のBSE対策に関する意見交換会を兼ねて開催

### 基調講演

「消費者に信頼される食の安全について」

内閣府食品安全委員会 委員 本間清一氏(お茶の水女子大学教授)

### パネルディスカッション

「安心・安全な食の安全を考える」

コーディネーター:工藤隆子氏(別府大学短期大学部 教授)

パネリスト:本間清一氏(基調講演講師)・佐藤真弓氏(コープおおいた)

滋野法男氏(JA大分市)・石黒良夫氏(トキハ)

中崎昭雄氏(農林水産技術センター門司センター)



## いいもの探そう～フリーマーケット(11/21・23 10:00～15:00)

衣類、手づくり小物、野菜、まんじゅう、ジュース、かしわめし など



## 11/20・21 わくわくワークショップ

消費生活や男女共同参画に関する活動を行う団体・グループが日ごろの研究や活動の成果を発表します。

	11/20	11/21
10:00 } 12:00	みんなで遊ぼう!お買い物ごっこ (小会議室1) 女性の自立 男性の自立とは (小会議室2)	見て・聞いて・やってみよう! み～んなで..(小会議室1) 調理器具の細菌を調べてみました (小会議室2)
14:00 } 16:00	リフォームしませんか アイデアいっぱい(大会議室・前) 年金いろいろ・女もいろいろ パート2 (大会議室・後) Vday女性に対する暴力の終わる 日プロジェクト(小会議室1) 少子高齢化社会を心豊かに暮らす 「男女共生」(小会議室2)	
18:00 } 20:00	「家族憲章を作ろう」あなたが築く 家庭の近未来(大会議室・前) 男もつらいよ - 男性の自死 - (大会議室・後) いきいきと自分らしく生きよう(小会議室1) 目指せ、生涯現役!団塊世代生活実践研究会 (小会議室2)	だまされないぞ!悪質商法 (大会議室・前) 「女だから、男だから」は もうやめて!!(小会議室2)

各種相談	11/20	13:00～16:00 1F相談室	<b>消費生活特別相談(不動産)</b> 電話相談: ☎097-534-4034	面接・電話
	11/22	13:30～16:30 2F小会議室	<b>巡回特別労働相談</b> 電話相談: ☎097-532-3040	面接・電話
	11/23	10:00～17:00 1F相談室	<b>女性のための起業・経営相談会</b> 定員:15名程度【要予約】	面接



<b>企画資料展(フェスタ期間中)</b> 消費生活及び男女共同参画をテーマにした パネル・関係資料の展示等(展示情報コーナー) テーマ「消費生活相談の現状」 テーマ「国際比較に見る男女共同参画の現状と課題」	<b>団体・グループの活動パネル展(フェスタ期間中)</b> NPO法人心の支援センター 新世紀の会 大分県生活学校連絡協議会 大分県地球温暖化防止活動推進センターななぐらす (アイネスルーム)
--	--

## 11/23 アイネス的映画講座～映像に学ぶ女と男の新しい関係～

会場:2階大会議室・小会議室

<b>映画上映「女はみんな生きています」</b> (2001年フランス/112分) 時間:1回目10:00～12:00 2回目13:00～15:00 定員:各100名 <b>リレー講義&amp;フリートーク</b> 「自分流いき方のすすめ～心のチャンネルを変えてみませんか」 *映画をご覧のうえご参加下さい 時間:15:20～17:00 定員:150名 <b>読み聞かせ「アリーテ姫の冒険」</b> 時間:1回目10:00～11:40 2回目15:20～17:00 *子ども対象		<b>韓流入門塾</b> 「冬のソナタ」にみる韓流くらし講座 講師:県国際交流員 時間:1回目13:20～14:00 2回目14:20～15:00 <b>井戸端ゼミナール</b> <b>「シネマのちから」</b> 講師:衛藤賢史さん(別府大学教授) 時間:17:20～19:00 定員:30名 <b>「「冬ソナ」にみる韓国ジェンダー事情」</b> 講師:県民生活・男女共同参画課 時間:17:20～19:00 定員:30名
--	---	--

## 消費者トラブルと法律(抄) 下

平成16年7月13日(火)

弁護士 井田 雅貴



### 2 実務においてよく利用する法律 ～具体的な事案に使える法律知識

民法、商法、その他

次にいわゆる消費者事件において、どんな法律をよく使うのかというお話です。民法・商法はいわゆる一般司法の基本です。特定商取引法・割賦販売法がワンセット。あと消費者契約法。その他の法律ということで説明します。

ヤミ金だとか高利貸ですが、高利どころか暴利ですね。暴利の場合に使う法律は何かというと、いわゆる貸金業等規制法という法律がありまして、この法律は去年いわゆるヤミ金問題を受けて大改正されて、年109.5%以上の利息をつけて貸した場合は、その利息の約束だけでなく、元々のお金を貸したという契約自体も無効であるということが新しく法律で規制されました。これは、はっきり言って画期的です。ヤミ金の金利を計算するとすごいですよ、年109.5%どころではない、年2,000%とか3,000%なんてざらですよ。皆そんなの聞いたら絶対お金借りないでしょう。例えば年3,000%ということになると、3万円借りたら1年後に幾ら返せという話になるかということ、30倍ですから利息で90万です。だれがそんなお金借りるかと思うのですけれども、短期であるということもあって、つい払っちゃうんですね。

だから、もともと物すごい暴利を貪る目的でお金を貸しているのだから、利息の約束だけでなく、元々お金を貸したということ自体が無効なんだと。かつそういう不法な目的、要するに暴利を貪るということ達成するためにお金を貸すのだから、そんなものは返還義務ないんだと。民法で不法原因給付という言い方をしますが、不法な原因の給付については返還義務はないという条文が民法にあるのです。そういうものを頑張って引き出して、返さんと。いわゆる貸金業法には、振り込んだお金はどうなるということは何も書いてないですが、それは民法の規定に従って返す必要はないんだということで、私らは頑張っています。私はそれでヤミ金から裁判起こされたことはないので、安心して皆さんそういうアドバイスされてもいいのではないかと思います。これが実務においてよく利用するその他の法律というところです。

あと一つは、皆さんご承知かと思うのですが、利息制限法という法律がありまして、例えば10万円以上100万円未満のお金の貸し借りであれば年1割8分、18%以上の利息は取ってはいけません、取ったってそれを超える部分は無効ですよという法律があります。100万円以上だったら年15%が天で、それ以上は取ったら無効ですよという法律ですが、その法律の知識があれば、テレビで流れるサラ金のコマーシャルなんかはえらい大胆やなど、自分が違法な貸し付けやっていると自認してコマーシャル流しているということになります。

例えば年18%しか貸せないところを、年25%で貸してしましたと。で、年25%で利息彼ら取りますから、取られ過ぎた7%の部分はどうなるのでしょうかという質問をよく受けるのですが、それは最高裁判所の判決に、払い過ぎた利息はその都度その都度自動的に元本に組み入れてもらって結構ですという判決があります。私らもよくやるのですが、あるサラ金が5年前ぐらいに特定の人に50万円貸してました、それで毎月毎月お金払っていたとして、サラ金の主張では30万円ぐらい残があっても、今言った利息制限法に引き直してちゃんと計算すると、30万円と言っていたものが実は1円も残らんとか、もっと言えば、むしろ何十万円かこっちが払い過ぎているので、それは返してもらわなあかんとというようなこともよくあります。

#### 特定商取引法～クーリングオフ

次によく消費者関係で使う法律というのは特定商取引法、昔は訪問販売法という言い方をしましたけれども、皆さんお聞きになったことあると思うのですが、クーリングオフという制度を利用することが多いです。クーリングオフというのは非常に消費者に有利な制度になっていまして、契約を解消するのに理由要らんです。一定の期間、8日間という格好になっていますが、契約書面をもらってから8日間であれば、理由があろうがなかろうがいつだってこちら側から解約できるのです。普通のいわゆる民法、商法における契約というのは、一たん約束した以上はこっちの都合では勝手に解消できない、しかも解消するならば違約金を払いなさいとなっていることが多いのですが、このクーリングオフという制度は非常に強力な武器で、8日間以内ならば、約束をして気に入らんしもう返すわと、その程度の理由でも解約ができる。しかも、違約金なんかも取るなど、また商品の送料なんかも取るなどということになっているので、非常に有力なやり方ではあります。

クーリングオフは8日間という話をしましたが、この8日というのがいつから始まるのかということについては、単純に契約書面をもらった日ではないのです。契約書面といって法律に定めたことを書いていない契約書は、何日たっても契約書面を受け取ったことにならない、つまりクーリングオフの期間が始まらないのです。始まらないから当然いつまでたってもクーリングオフはできるという話にはなりません。

#### 割賦販売法～クーリングオフ、抗弁の接続

クーリングオフの関係で、もう一つ問題になる法律に割賦販売法という法律があります。割賦販売法というのは、クレジット契約に関するルールを定めた法律であると理解してもら

ったらしいですが、昔よく問題になったパターンは、例えば物を販売する業者とクレジット会社(物を販売しない業者)が分かれている場合です。昔はどういうことが起こったかと言うと、例えば物を売る業者の物が気に食わんから、ももとの物の売り買いの売買契約は解除しました。しかし、その契約と、クレジット会社との立替払い契約というのは別の契約だからお金はちゃんと払ってくださいと、全部お金払い終わった後で不満やったら販売業者からお金を返してもろてくださいという話が実はよくあったのです。これはかなり前の話ですが、今では抗弁の接続という割賦販売法30条の4という条文があり、売買契約を解消したとか、あるいは物の引き渡しがないとか、そういう売買契約上のトラブルがあるということを経由に、立替払い金、要するにクレジット代金はその事由が止むまでは払いませんということを主張できるようになりました。だから、クレジット契約を利用して物を買うというのは非常に多いので、クーリングオフと抗弁の接続というのは違う法律が根拠ですが、セットのような主張になっています。

だから、そういう手段を使って支払いをせんでもいいという道は残されていますので、もしクレジットで被害に遭った、信販会社からうちは関係ないと言われていたというような場合は、そういう法律の適用も検討していただけたらと思うのです。

#### 消費者契約法

あともう一つ、実務においてよく利用する法律ということで消費者契約法がありますが、これは大まかに言えば、不当な勧誘によって契約を結んだ場合は契約を取り消せるというもの、もう一つは、契約書には確かにそういう約束をしたようになっているけれども、その約束というのは実は消費者の利益を著しく害するものだから、それは無効だと。よく細かいクレジット契約ありますね、あるいは保険契約なんか多分だれも読まないと思いますけれども、非常に細かい文字でよく見たら消費者に不利なことが書いてあるということがよくあるのですが、一定の場合に、そういう契約に例え名前書いて印鑑ついてあったとしても、消費者の為にならんから無効なんだということを定めたのが消費者契約法というものです。

この消費者契約法が活用されて今までよりも消費者に有利な解決ができるようになった事例を一つ挙げると言われたら、大分では余りないかも知れませんが、いわゆる学納金です。学納金というのは大学の入学金だとか授業料ですが、入学金であろうが授業料であろうが大抵一たん受け取ったお金は一切返金いたしませんという慣行のもとに、ただ実際にはすべり止めのところにお金を振り込まないといけないので、お金が返ってこなくても仕方がないという割り切りでいやいやお金を払っていた方もいらっしゃるだろうと思うのです。実は、消費者契約法ができてから一番この分野が変わりました。入学金に関しては、返せという裁判例があったり、あるいは例え入学せんでも入学金は返さんでもいいんだという判決があって、これは結論が分かっているのですが、少なくとも授業料に関しては、授業を受けていないのだからそれは返しなさいという判決が圧倒的に多いです。その結果、例えば入りもせん大学

に授業料という名目で50万、60万ぐらい納めておいても、この法律を使うことによって50万円は返ってくる。あるいは入学金を返せと認めた判決もありますので、入学金と授業料合わせて百何万円かが返ってきたということで、この法律が一番脚光を浴びました。私を知る限りでは、恐らく消費者契約法ができる以前に授業料を返せということを経由した判決はなかったと思います。

あと、最近身近で起こるトラブルの多いものは訪問販売で、頼みもしないのに勧誘にやって来て、しかも契約するまで帰らんとやわんばかりに、夕方から来て夜遅くまで帰らんかって仕方なく名前書いて印鑑ついちゃったというようなこともあるのですけれども、そのような場合は、例えば消費者契約法の不退去、要するに帰ってくれと言っているのに帰らんかった、帰らんかったから仕方なく契約を結んだという場合は、6カ月間は取り消しできるという法制度もあります。逆に、自分が販売営業所に出かけて行って、帰りたいと言ったのに帰してくれなかった、例えばドアの前に怖いお兄ちゃん何人か出てきたというようなことで、帰れなくて仕方なく契約したという場合も、契約の取り消しが可能な場合もあるのです。

法律の知識というのは、もちろんこれだけではなく、消費者の関係で言えばほかにも時効だとか使える法律はいっぱいあります。時効というのは、一定期間お金の請求がなかったら、期間の経過をもってお金を請求されても払う必要がないという制度のことをいうのですが、時効が来ているのに一たんお金を払ったりして、時効の利益を放棄したとしてああ損したなというような、払う前にうちに相談に来てくれたら良かったのにと例も実はよくあります。時効というのは民法にも商法にも規定はありますが、そういう制度があるということも気に留めていただければと思います。

### 3 終わりに

#### 相談窓口の重要性

最後のお話は、相談窓口の重要性ということです。本当は弁護士自体が相談窓口ですが、私らが努力してないのか、あるいは弁護士は敷居が高過ぎる、お金が高いというようなイメージもあるのか、現実には消費者問題に関して直接弁護士のほうへ相談に来られる方は実は多くありません。いわゆるサラ金の関係の相談は割と多いのですが、さっき言ったような押し売りだとか訪問販売に関するトラブルというのは、意外と弁護士のところに来るのが非常に少ないです。じゃあ、弁護士のところへ来ない方は一体どこで相談されているのだろうかと思うと、やはりアイネスだとか、あるいはそれ以前の皆様方に法律的なアドバイスをさせていただいているのが現状だと思います。

ただ、行政のほうも財政が逼迫しているという理由で、消費生活センター自体を廃止してしまった、あるいは行政として職員は置かないというような行政施策を打ち出されたところもありますけれども、それをやられると一体どこに相談に行ったらいいのか、消費者側にしたら非常に切実な問題になるわけです。現実には、弁護士事務所もあるし、アイネスもいろいろところで広報しているし、今はインターネットで検索

すれば、どこどこに相談に行ったらいいんだというようなことはわかるようになっていますが、それでも相談に行くところがわからないという方がたくさんいらっしゃると思うのです。だから、相談窓口の数を増やすことが、法律の知識を知っていればそういうもったいない解決をせんでもよかったのというような、無用な消費者被害をなくすための一番の対策だと私は思います。

したがって、相談窓口の重要性はこれからも尽きることはないし、トラブル件数自体の増加もあることですから、むしろどんどん増していきだろと思うております。結局、先の統計資料にもありましたように、3年で約2倍の苦情相談件数になっていますから、これが3年後、5年後になるとまた2倍、3倍にならんとも限らんわけです。そうすると多分全国の消費生活センターはパンクしてしまって、「どこにも相談に行くところがないから、仕方がない、お金払おうか。業者の言い分飲んじやおうか。」というような解決となることは、やっぱり一番もったいないと思うのです。それは人にもよりけりですから、とにかく早くトラブルを解消したいという意味で、我々から見て損する解決というやり方自体を否定するわけではないですけども、後でそういう知識を知ったとしたらその人は恐らく後悔すると思います。もうちょっとどこかへ相談に行けばよかったと恐らく思われると思うので、相談窓口は多いに越したことはないし、これからもどんどん増えていくべきだと私は考えております。

#### 今後の消費者政策

最後に今後の消費者政策ということですが、消費者の権利ということに今非常に光が当たっておりまして、特定商取引法などは商法並にしょっちゅう改正がありますし、消費者法制なども一頃に比べると国会だとか政府だとかよく取り上げてくれるようになりました。

お聞きになったかもしれませんが、新しい制度として消費者団体訴訟というのができると思います。これは何かと言うと、事件は限られるのですけれども、消費者ではなくて消費者団体が裁判で例えば契約の内容を是正していただくか、果てはアメリカのようにクラスアクションということでものすごい金額の賠償請求をしたりとかいうような制度もできるかもしれません。ですから、消費者団体の役割もこれから非常に重要になってくるという点からも、消費者政策もより消費者の権利の擁護というところに向かっていくと思います。

そのような意味で、私ももちろん自戒しますけれども、今日ここにお集まりいただいた方は、今後も消費者問題に関心を持っていただいて是非ひとつご協力いただければと、弁護士の力の足りないところを皆様に埋めていただければと率直に思っております。私らも敷居を低くすべく頑張りますので、今後ともよろしく願いますということで一応講演はここで終わりたいと思います。

ご清聴ありがとうございました。

(平成16年7月13日 ぐらしの安心相談員研修会にて)

この講演録はアイネスサポーターのご協力により作成されています。

お知らせ

## 特定商取引に関する法律(特商法)が改正されました

平成16年11月11日施行

### 改正の背景・目的

年々増加する消費者相談の中で、特商法の規制対象である訪問販売、電話勧誘販売、通信販売、特定継続的役務提供(エステ、語学・パソコン教室など)、連鎖販売取引(いわゆるマルチ商法)、業務提供誘引販売取引(いわゆる内職・モニター商法)に関するものが全体の6割以上を占めています。今回の改正は、高齢者を狙った点検商法や若者を狙ったアポイントメント商法などのトラブルが多発している状況に対応するため、事業者への各種規制強化と消費者救済のための民事ルールの整備が行われました。

### 改正のポイント

#### 事業者への規制強化

訪問販売の際に、販売が目的の訪問であることを明示するよう義務づける。(点検商法への対応)  
販売目的を隠して公衆の出入りしない場所に誘い込んで勧誘することを禁止する。(アポイントメントセールス等への対応)  
消費者に商品の価格、性能等の重要事項を故意に告げない行為を禁止し、罰則の対象とする。(現行は行政処分のみを対象)  
効能・効果について誇大な広告・勧誘をしている疑いがある場合、合理的な根拠を示す資料の提出を求められる。(提出なき場合は誇大であるとみなされる。)

#### 民事ルールの整備

事業者が嘘を言ったり威嚇をしてクーリングオフを妨害した場合は、その妨害が解消されるまでは、クーリングオフが可能とする。  
事業者が虚偽説明や上記による勧誘をして契約をした場合は、契約の取り消しを可能とする。  
マルチ商法において入会后1年未満の退会の際に、引き渡し後90日未満の未使用の商品があれば返品し、適正な返金を受けられることとする。



『契約は、十分考えてみましょう。いらないときは、はっきり断りましょう。』

## 女性のためのエンパワーメント講座

( \*エンパワーメント…力をつけること )

アイネスでは、男女共同参画社会の実現に向け、県民のみなさんを対象に各種講座を開催しています。ふるってご参加ください。

### 女性起業家支援セミナー

起業を志す女性のみなさんを対象に開催します。起業するうえで必要なマネジメントの基礎知識や事業計画書づくりのノウハウなどを学んでいただける講座です。

日 時	平成17年1月29日(土) 2月5日(土) 2月19日(土) いずれも10:00~16:00終了予定(昼食は各自準備)
場 所	大分県消費生活・男女共同参画プラザ<アイネス>
内 容	会社設立及び資金調達の手法、事業プランニング実践講座等
定 員	30名 県内在住の女性で次のいずれかに該当する者 / 全講座受講可能な者 会社等での勤務経験があり、自分の知識や経験を活かしたビジネスを行いたい方 消費体験を通じ、これまでの店舗やサービスのあり方に独自の視点を取り入れたビジネスを行いたいと考えている方
託 児	無料(但し、事前申込みが必要です。)
費 用	無料(但し、テキスト代にかかる実費(2,000円程度)は負担していただきます。)

申込み・問合せ「女性起業家支援講座<大分県受託事業>事務局」

**NPO法人 アシスト・パル・オオイタ** TEL097-534-8033

## 平成16年度「女性に対する暴力をなくす運動」街頭キャンペーン

女性に対する暴力は、女性の人権を侵害し、男女共同参画社会の実現を妨げる一つの要因です。国は、毎年11月12日から25日までの間を「女性に対する暴力をなくす運動」期間と定め、「女性に対する暴力」に関する社会の意識啓発など、期間中一層強化した取り組みを行っています。

大分県では、この運動の一環として、大分市をはじめとする以下の場所で街頭キャンペーンを行い、女性に対する暴力の相談窓口カード等を配布します。

### 街頭キャンペーン実施場所

大分市	日時	11月12日(金) 12:40配布開始
	場所	トキ八大分店前、ガレリア竹町ドーム広場、中央商店街入り口
玖珠町	日時	11月18日(木) 16:30配布開始
	場所	トキハインダストリー玖珠センター、マルシヨク玖珠店
中津市	日時	11月20日(土) 14:00配布開始
	場所	ゆめタウン中津店



女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク

# 男女共同 参画の ひろば

## 別府市が、男女共同参画都市になりました!!

別府市は、住む人も訪れる人もいきいきと輝くために「男女がともに一人ひとりの個性と能力を發揮し、あらゆる分野にともに参画できるまちづくり」をめざし、平成16年9月15日に男女共同参画都市を宣言しました。平成16年4月1日現在、全国で106の市町村が既に宣言していますが、県内では初めてとなります。



市では、これを記念して、市民や中・高校生のボランティアスタッフとの協働運営による「湯のまち」べっぴん男女共同参画都市記念式典・フォーラムを開催します。当日は、内閣府参事官 有松育子さんによる記念講演「共生社会と子どもたちの明日～誰もが自分らしく輝くために～」など、様々な催しが行われる予定です。

日時 / 平成16年11月23日(祝) 13:30～16:00(開場12:30)  
場所 / 別府市中央公民館  
(別府市上田の湯町6番37号 TEL0977-22-4118)

メイン会場(大ホール)		サブ会場(中会議室ほか)
記念式典 13:30～	フォーラム～16:00	13:30～16:00
オープニングセレモニー 「豊後くれない太鼓」 主催者あいさつ 来賓祝辞 記念講演 宣言文の唱和	自主活動グループ研究発表 寸劇 高校生意識調査分析 大学生のスピーチ 標語優秀作品表彰	絵本の読み聞かせなど 自主活動グループ 活動パネル展示 応募作品展示コーナー DV防止キャンペーンコーナー

\* 入場は無料、来場者には記念品を進呈。手話通訳、託児(無料)もあります。  
但し、託児の利用については、別府市企画調整課(0977-21-1111)まで 11月17日までに申込みして下さい。

## 全国一斉「女性の人権ホットライン」開設

### 全国人権擁護委員連合会・大分県人権擁護委員連合会

「女性に対する暴力をなくす運動」期間中に、夫・パートナーからの暴力や職場等におけるセクシャル・ハラスメント、ストーカー行為といった女性をめぐる各種の人権問題に関する電話相談を「女性の人権ホットライン」により全国一斉で開設します。

**開設日時...**11月21日(日)午前10時～午後5時 TEL097-532-0164  
(通常相談日 月～金曜日 午前8時30分～午後5時)

相談は無料、秘密は守られます。お気軽にご相談ください。

**問合せ...**大分地方法務局人権擁護課 TEL097-532-3161

\* 11月7日(日)には、登記や人権などの相談を専門家が無料で受け付ける「法務なんでも相談所」も開設されます。お問い合わせは、大分地方法務局総務課(TEL097-532-3161)まで。



「女性の人権ホットライン」ロゴマーク

## 大分県消費生活・男女共同参画プラザ アイネス

〒870-0037 大分市東春日町1-1(大分NSビル内) TEL:097-534-4034(代表) FAX:097-534-0684  
ホームページ <http://www.pref.oita.jp/13040/index.html> Eメール [a13040@pref.oita.lg.jp](mailto:a13040@pref.oita.lg.jp)  
「アイネス ホット通信」のバックナンバーはホームページでご覧いただけます。



古紙配合率100%再生紙を使用しています